

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年2月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	3・4号機サービス建屋2階通路部（非管理区域）における避難口誘導灯から異臭及び少量の発煙を発見したため、消防署へ連絡した。当該誘導灯は自然に消灯し、異臭と発煙は止まった。その後、消防署員による現場確認の結果、「火災ではない」との判断がなされた。今後、原因を調査。	A	2月13日公表済 PDF460kB

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内用空気圧縮機の点検において、ピストン溝とピストンリングの隙間寸法値に管理値外れが認められたため、当該ピストンを交換	D	
2	1号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）にチューブリークの可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理	C	
3	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプエリア用局所空調機の点検において、電動機基礎ボルト・ナットに固着が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
4	2号機	原子炉隔離時冷却系ポンプの出口電動弁に、シートリークが認められたため、当該弁の開閉操作を実施した結果、シートリークは止まったことから、対応検討	C	
5	2号機	取水設備エリア西側斜面に設置の階段に発錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	残留熱除去海水系ポンプの予備品（6組中、1組）点検において、シャフト保護用スリーブの端面に損傷（打痕）が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	主タービンランドシール蒸気系蒸化器用加熱蒸気逆止弁（B）のリークオフ配管接続部に水のリーク（1滴／8秒程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器（A）の点検作業中、熱交換器（A-B間）入口連絡弁のシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	3号機	原子炉再循環B系の流量変換器用計装配管のベント弁用操作ハンドルに取付け不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	制御棒駆動水ポンプ（A）のメカニカルシール部より水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	タービン建屋換気空調系北側外気処理装置への加熱蒸気供給配管用ドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
12	4号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ貯蔵タンクの上澄み水移送ポンプ自動停止用のレベルスイッチに動作不良が認められたため、同レベルスイッチを点検・修理	D	
13	5号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）の海水側入口弁または出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナの上蓋フランジ面に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	6号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナの上蓋フランジ面に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	集中環境設備	雑固体廃棄物減容処理建屋の高温焼却炉用排気筒プロセス放射線モニタのサンプリング容器ホルダ蓋の止め金具に破損が認められたため、当該止め金具を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで